

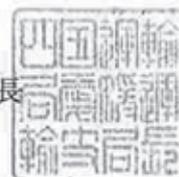
Ⅲ. 国土交通省、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会からお知らせ



媛運整第128号
平成30年4月24日

一般社団法人 愛媛県自動車整備振興会会長 殿

四国運輸局愛媛運輸支局長



「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて
(依頼)

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、依然として、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっています。

また、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者や、その意を受けて車検時には基準適合していても車検後に部品の取付けや取外しをする不正改造や検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況です。また、平成29年2月15日、京都府警において、速度抑制装置の改変を行う部品を販売した被疑者を同装置の不正改造ほう助の容疑で逮捕した事案や同年11月15日、千葉県警がシートベルト警報装置の不正改造として、シートベルト警報装置を解除する用品を使用していた被疑者を逮捕した事案も発生しているところです。

このような状況に鑑み、平成30年度においても、別添実施要領に基づき関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しております。特に6月1日から6月30日までの1ヶ月間を強化月間として、不正改造車排除のため、なお一層強力な取り組みを行うこととしております。

つきましては、本運動の趣旨にご賛同のうえ、ご協力をよろしく申し上げます。

なお、別紙広報資料を添付していますので、貴職の会報等への掲載方を併せてお願いいたします。

「不正改造は犯罪です！！」

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娯楽の道具としても認識されており、様々な部品等が販売されています。

しかしながら、①クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け、②運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付け、③タイヤ、ホイールの車体（フェンダー）外へのはみ出し、④基準外ウイングの取り付け、⑤マフラーの切断・取り外し及び基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっております。

これら不正改造については、改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律により禁じられており、これに違反すると整備命令の交付を受けたり、罰金等の対象となることとなります。

国土交通省では、これら不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しており、特に6月を強化月間として重点的な取組を行っております。

皆様もぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。

詳しい情報はこちらから「www.tenken-seibi.com」

不正改造車を見かけたら、下記まで情報をお寄せ下さい。

四国運輸局 愛媛運輸支局 検査・整備・保安部門

TEL 089-956-1561

IV. お知らせコーナー

－振興会会費納入のお願い－

初夏の候、会員の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当会の事業推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年度振興会会費を下記の要領で納入していただきますよう宜しくお願いします。

記

自動振替の方

1. 年間会費 36,000円（前期金額18,000円、後期金額18,000円）

2. 前期振替日

○ 伊予銀行・愛媛銀行・郵便局扱い 7月5日（木）

○ 上記以外の金融機関扱い 7月12日（木）

3. 後期振替日

○ 伊予銀行・愛媛銀行・郵便局扱い 11月5日（月）

○ 上記以外の金融機関扱い 11月12日（月）

※ 前期・後期とも上記振替日に引き落としさせていただきますので、指定口座の残高確認をお願いします。

自動振替以外の方

1. 年間会費 36,000円（前期金額 18,000円、後期金額 18,000円）

2. 納入期日 前期分 6月末日 後期分 10月末日

3. 振込みを希望される方（振込手数料はご負担願います。）

○ 伊予銀行 森松支店 普通 1193086

○ 愛媛銀行 森松支店 普通 0603025

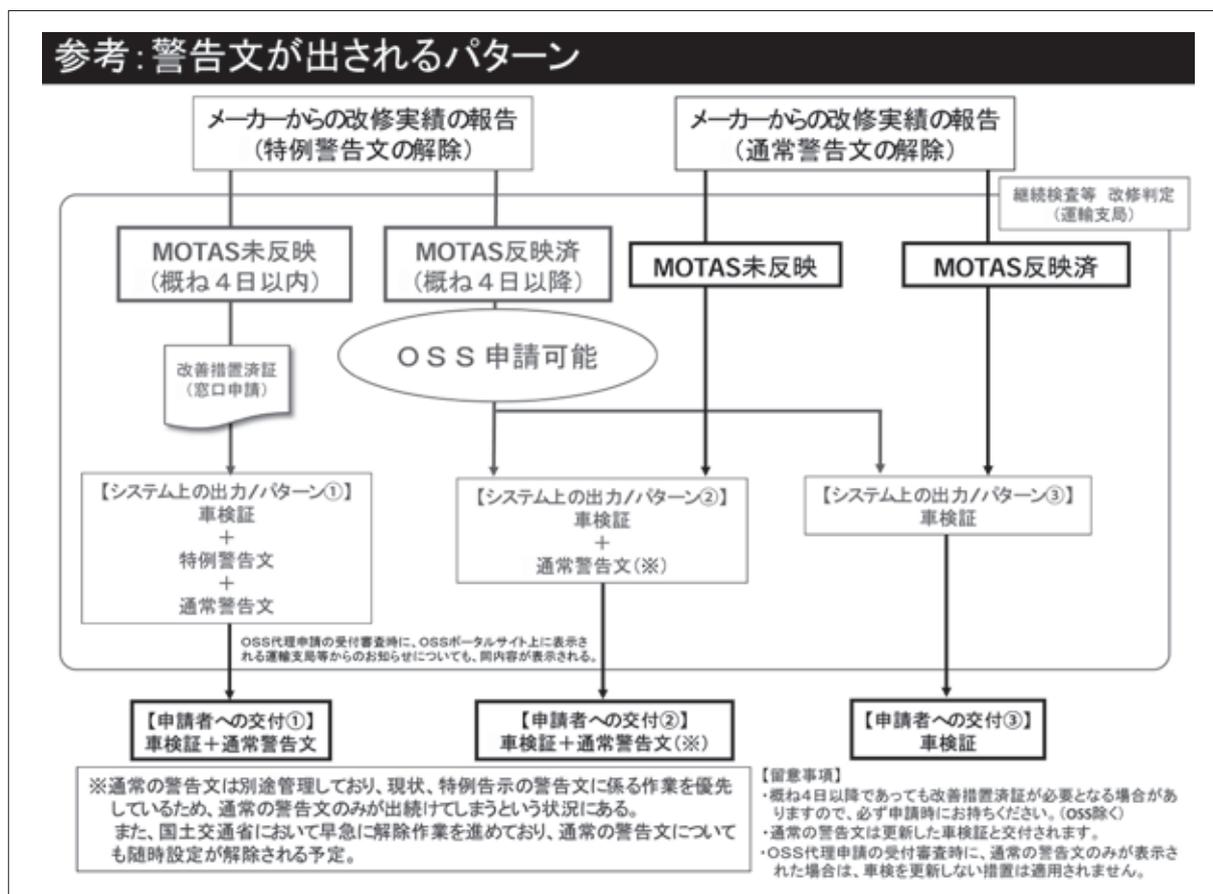
○ 名義人 （一社）愛媛県自動車整備振興会 会長 日野利一

※ 上記の通り、事務局持参又は金融機関に振り込みをお願いします。

タカタ製エアバッグの新たなリコール改修促進策 ～運輸支局等の窓口で出される警告文について～

リコールの未改修車両に対して運輸支局の窓口で出される警告文について、タカタ製エアバッグ未改修車両の車検で有効期間を更新しない場合に出される警告文（別添1）と通常の警告文（別添2）の2種類が存在していることから、国土交通省よりサンプルの提供がありました。

警告文が出されるパターンは下図をご参考にご確認ください。



((愛媛運輸支局からお願い))

エアバッグリコールを未改修のまま検査の申請を行い、車検の更新ができない車両が多く見受けられます。

まずは日整連が作成した検索システムやメーカーのホームページを活用して、申請車両が車検を更新しない措置に該当するかどうかを確認し、該当する場合はリコール改修を行ったうえで申請するようにしてください。

また、ディーラーから交付された改善措置済証を、申請時に必ず添付してください。

特例告示の警告文（サンプル）

本日検査の申請がありました「品川 3AAさ601」については、リコール改善措置が未実施な自動車として、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示（平成29年国土交通省告示第1154号）に基づき、自動車検査証の有効期間の更新をすることができません。

この処分不服のあるときは、行政不服審査法の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

【リコール内容】

助手席側エアバッグ・リコールの対象車両になっていますので、早急に改修作業を受けてください。エアバッグが展開した時に内部部品が破損して飛び散り出火したり乗員が負傷する恐れがあります。最寄りのコクド販売店で早急に改修作業を受けてください。なお、ご不明な点は、コクド自動車お客さま相談室までお問い合わせください。（営業時間 9:00-17:00 フリーダイヤル 0120-000-000）

なお、当該通知に係るリコール改修が終了したことを証する書面を審査結果通知がなされた日又は保安基準適合証の検査日から起算して15日以内に提示して下さい。15日以内に提示されない場合には、再度、検査が必要となります。また、再度、検査を行う場合には自動車損害賠償責任保険など必要書類の期日をご確認ください。

平成30年5月1日

東京運輸支局長

通常の警告文（サンプル）

別添2

★★★[WOP400]★★★ 00187

05-0481

品川 3AAさ 601, SNO0601, 継続検査

30.5.1

メッセージ内容

あなたの車両は、リコール届出（対策番号 1-3674）がなされていますので、未対策の場合には、速やかにもよりの販売店に行き、改善措置を受けて下さい。

< Recall Notice >

Since your vehicle has been recalled, you should contact your dealer to arrange for the recall repair as soon as possible.

【リコール内容】

【警告】助手席側エアバッグ・リコールの対象車両になっていますので、早急に改修作業を受けてください。エアバッグが展開した時に内部部品が破損して飛び散り、出火したり乗員が負傷する恐れがあります。最寄りのコクド販売店で早急に改修作業を受けてください。なおご不明な点は、コクドお客様相談センターまでお問い合わせください。（フリーダイヤル：0120-000-000）

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例のご紹介

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例（苦情・問い合わせ含む）のうち、今回は、9件を掲載いたします。

Case 1 最終見積りが概算見積書よりも8万円高くなった

平成29年12月6日 埼玉県 男性

車名：乗用車 登録年月：平成12年

走行距離：120,000km

【相談】

車検に出したが、その見積りについて入電。ガソリンスタンドI店（認証工場）が窓口の工場へ車検に出した。今回でI店に車検を出すのは3回目だが、1、2回目は車を見ない状態で提示された概算見積り金額通りで車検が終わっていた。今回は、概算見積書より最終見積りが8万円高くなったと店員より連絡があった。今までは何事もなく車検が終わっていたのに、今回急に金額がかかるのはおかしいのではないか。最終見積りはI店ではなく同社の車検センターで出したものであり、店員も良く理解していないようだ。どうすれば良いか？との内容であった。

【対応】

まず、相談者に要望を伺うと、
①どうして見積り金額が上がってしまったかを知りたい
②年式がもう古いので、できればキャンセルしたい
とのこと。①に関しては前回の車検から2年経過しており整備が必要になる箇所も出てくる可能性は充分あり、I店を通して車検センターへ具体的に何がダメでどのような整備が必要になったのかを問い合わせさせてはどうか、②は最終見積りの時点で相談者が了承を出していないとのことなので、キャンセルを申し出してみれば、とアドバイスをした。

相談者より、本社の相談窓口へも連絡してみますとの返答があった。12月14日に再入電あり。とりあえず

12月9日に車検は終わったが、I店の対応が悪いので電話した。I店に①について質問したが、同社車検センターの整備士より「ダメなものはダメ。そんなに言うなら車を返す」と質問に答えず怒っていたと回答されたらしい。また、②については「もう作業に着手しているのでキャンセル料がかかる」との回答だったらしい。相談者曰く、車検が終わり、I店の店長と話をし、謝罪されたが納得できず、更にガソリンスタンドの相談窓口であるエリア長へも電話したが、今回の内容の話は通っているようで「作業に着手してしまい、すみません」と謝罪を受けたが納得できない。物やお金を要求する気はないが、何か制裁を与える術はないか？との内容で、一種のクレマーのようにも感じた。車検が終わっているとのことなので、最終見積りで了承したのかを尋ねると「了承した」とのこと。了承したのであれば、商取引としては成立している。今の時点では謝罪はあったが、①についてI店より明確な回答が無いままとなり納得できないのであれば、店長やエリア長を通して回答して貰うことはできるのではないかとアドバイスをした。「そうですね、I店の受付では相手にならないので、エリア長にまた電話してみます」とのこと。以後、相談者より連絡は無い。

Case 2 1つのトラブルで何度も入庫して費用もかかりすぎる

平成29年12月11日 大阪府 男性

車名：乗用車 登録年月：平成5年

走行距離：不明

【相談】

古い車（平成5年式）だが、気に入ってノーマルで

乗っている。1年ほど前にエンジンの調子が悪くなり、加速時に息つき、パワーも落ちて燃費も悪くなり（8km/L→4.5km/L）、エンストまでするようになった。ディーラーに入庫してO2（オックス）センサーを交換して貰ったが、出庫後すぐにエンストしてレッカーで再入庫した。点検して貰うとディストリビュータの不良で、交換したが調子は戻らず確認すると基本的な取り付けミスだった。（相談者から、「外して、付けるだけではないのか？」との質問があったので、ディストリの役割と取り付け時の注意点を説明したら納得してくれた）この修理後調子は戻ったが、燃費が悪いままだったので再入庫した。3、4日前にインジェクターを外注修理したが、またエンジン不調から始動不能になり昨日レッカーで入庫した。何度入庫してもトラブルばかりで、店が忙しいのはわかるが経験の少ない整備士に整備させると一発で修理出来ずに何度も入庫することになるしミスも発生する。一番は修理費が数十万円はかかっていることが気に入らない。

【対応】

現状を相談者に確認するとまだ作業に取りかかっておらず、工賃について相談しようと店舗に電話したが担当者は明日まで休みとのこと。費用の相談をして相手にされないなら、再度振興会に相談してくださいと伝えた。また、エンジン不調の原因でも数多くのことが考えられること、すぐに解決できないこともあることを説明すると、納得していただいた。「相談する所が分からず振興会に電話したが、部品の役割と修理に時間が掛かることが何となく理解できたので少し気が楽になりました。また何かあれば相談させてください」との言葉があり、相談終了。

Case 3 概算見積書の交付がないまま整備をされ、料金請求された

平成29年12月18日 富山県 男性

車名：不明 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

走行中にエンストし、レッカーで会員指定工場へ搬送された。この工場で、修理については見積りを出して電話で報告する約束だった。しかし、既に整備完了（プラグ交換）の連絡があり整備料金を請求された。支払いを済ませたが納得できずに当相談所に連絡。勝手に整備して料金請求してもいいのか？との相談と苦情。

【対応】

通常は概算見積書の発行、お客様が了承、整備開始という順序となる。本来の順序ではないのなら「監査に行くように」と言われたが、当会では監査は行っておらず、行うのは行政機関の運輸支局と説明。当相談所としては、整備工場に連絡し、事実確認をし、必要であれば指導を行い、料金については双方で話し合っていたことになると説明。既に整備工場から「料金は返金する」との申し出があったようで、「このような整備工場にはもう行きたくないが…」と言いながらも、「分かりました。整備工場へ連絡します」と言い、電話を切られた。

<追記>

翌日、念のため整備工場に報告。社内で事実確認をし、改める所は改めるとのこと。整備工場から報告によると、相談者は初めてのお客さんで、ロードサービスにて入庫。その時点で車検切れの車両。診断するとプラグ不良だったので、プラグ交換でエンジン始動。プラグ交換の旨を伝えて了解を取った後の整備だったとのこと。了解は取ったが、「概算見積書」の書面は渡してはいなかったとのこと。

Case 4 足回りを修理しても真っすぐに走らない

平成29年12月18日 茨城県 男性

車名：乗用車 登録年月：平成19年

走行距離：不明

【相談】

平成29年1月に中古車販売店で、中古車（平成19年式）を39万円で購入した。購入時からエンジン始動時

に異音が出ていたが、暖機運転が終われば小さくなるので問題はないとのことで、気になるが使用していた。その間に、購入した事業場で定期的にオイル交換を行い、その都度異音の確認をして貰ったが、問題なしと言われていた。12月3日、ディーラーで点検して貰ったところ、このままだとエンジンは長くはもたないので交換が必要との結果だった。その結果を購入した事業場に伝えたところ、毎回の点検で異常なしとの記録があるので保証修理はできないとのことで、同じ資格を持っている整備工場がどうして点検結果に違いがあるのか納得いかない。

【対応】

対象工場は当会会員工場。相談者の要望は伝えることができるが、金額については交渉等できないと伝えた。それでもかまわないとのことで事業場に連絡をした。工場長に使用者の要望を伝えたところ、事業場から使用者に連絡するとのこと。その後連絡なし。

Case 5 コイルスプリングを交換して貰ったが、300km走行したら外れた

平成29年12月19日 兵庫県 男性

車名：乗用車（RV） 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

ディーラーでコイルスプリングを交換して貰った後、山陰地方に向けて高速道路を走らせていたところ異音が出だした為、直近のサービスエリアに入り車を確認した。すると、コイルスプリングが台座から外れて下部に回り込んだ結果、タイヤに接触している状態であった。すぐに整備をしたディーラーに電話したが、「見てみないと分からない」、「遠いのですぐに対応できない」などと言われ、最初は断られそうな感じであった。交渉の末、車の引き取りと代車の段取りを約束したが、数時間待たされることとなったうえ代車にはスタッドレスタイヤが装着されておらず、結局引き返すしかなく旅行も中止となってしまった。どこの

ディーラーでもこんな対応なのだろうか？そしてこんな場合、旅行に行けなかった損害賠償などは可能だろうか？という問い合わせ。

【対応】

まずは振興会の立ち位置や成り立ちを説明し、できることできないことを理解していただき、詳細を聞くことから始めた。ディーラーということで、検索してみると会員工場であった為、相談者の希望であればディーラーの店舗に話を聞くことも可能ということも伝えた。相談者はこちらからディーラーへの連絡は希望しないとのことなので、質問を受けてアドバイスをすることとした。相談者としては、整備事業者やディーラーはそんな対応するのが普通なのか？それとも自分だけがそんな対応をされているのか？ということが一番に聞きたかったようで、この相談所にどうにかして欲しいということではなかった。そのかわり他の事例や整備事業者と話す際のポイントを聞きたいということであったので、その辺りを重点的にアドバイスした。そして損害賠償の件は、過去の事例から一筋縄ではいかないことを伝えたところ、「その辺りは弁護士に相談します」と言っていた。相談者は整備事業のことが分からないままではまともに相手と話ができないと感じていたので、こちらへ相談して助けになったと言って、電話を切った。

Case 6 エンジンから異音がするようになったのは4年前の後遺症だ

平成29年12月20日 大阪府 男性

車名：乗用車 登録年月：平成23年2月

走行距離：約110,000km

【相談】

7年前にディーラーT店で新車を買って、点検、オイル交換等も全てして貰っていた。4年前（走行距離3万kmくらい）に整備を終わった頃から自宅のガレージ床にオイルのシミが付くようになった。しばらく走行していたが、出先でオイルランプが点灯したので近

くのディーラーN店に飛び込み見て貰ったら、オイルエレメントの締め付け不足でオイル漏れしていることがわかり、ディーラーT店に承諾を貰いエレメントの取り替えをして貰った。その後ディーラーT店に再チェックの為に在庫しガレージが漏れたオイルで汚れている苦情を言ったら、作業担当した整備士と上司が来て洗剤で床を洗ってくれたが、完全にはきれいにならなかった。今年の4月頃に気付いたが、エンジンから異音が出ており壁沿いを走ると大変気になる音だったので、ディーラーS店で点検して貰った。「シリンダとピストンに傷が付いているので、パーシャルエンジンの交換が必要です。50万円はかかります」と、その原因としてオイルメンテナンスが悪い例を出して説明された。自分はエンジンオイルとエレメントの交換を欠かしたことはない。人よりも短いサイクルで交換しているくらいなのに、エンジンの内部に傷が付くようなメンテナンスはしていない自信があったのにと考えた時に、4年前のオイル漏れでオイル不足のランプが点いたことを思い出した。「あの時の後遺症で、今になって傷が深くなり音が出たに違いない」と伝えたが、「無関係です」と言われた。4年前にミスしたディーラーT店にそのことを話したら、「様子はS店から聞いています。あの音はエンジン内部ではなくエンジンの外の部品でエンジンオイルに関係のない〇〇?の音で、以前の当社のミスとは無関係です」と、副店長から説明された。でも、自分がディーラーS店で説明されたのは、内視鏡のような物でシリンダ内部を見て判断したと言っていたのに、関係無いことにしようと嘘をついてごまかそうとしている。自分もこのことで人に聞いたりしたが、10万kmそこそこでエンジンがダメになることなどあり得ないし、個人タクシーの運転手に聞いても70万kmエンジンオーバーホールせずに現在も快調に本体の故障も無く乗っているとの情報を貰っている。この前にエンジンを見て貰った時に、「エンジンオイルの粘度の固い物を入れたら音が静かになるので、特に今のエンジンの音で急にどうかなるとは考え難いので修理せずにそのまま乗ったらどうか」と副店長に言われた。その頃からエンジンの異音が小さくなった気がするが、客の承諾、説明も無いままオイル

交換されたのか。とにかく無責任なディーラーT店に無償でエンジン修理するように振興会から言って欲しい、との電話だった。

【対応】

振興会の強制力のない立場を説明し、ディーラーT店の副店長の説明が直接聞きたいので電話する承諾を貰った。「店舗と良く話して理解できるまで説明をして貰ってください」と言って、電話を切った。ディーラーT店に電話し、副店長に相談内容の事実確認をした。「以前、当社メカニックが迷惑かけたミスは事実です。新車から当社でオイルとエレメントの交換を欠かすことなくしていただいています。今回の異音の診断はマイクロスコープとサウンドスコープを使用してメカニック数名が見た結果です。お客様にもピストンのサイドノックの音であり以前のオイル不足が原因ならメタル関係の音が出てくると考えていることの説明もしましたが、間違った受け取り方をしているみたいなので訪問してでもご説明させていただきます。エンジンオイルの粘度の違うオイルを入れ替えた件は、お伝えしてないかもしれませんが同時にお詫びに行きます。ガレージの汚れの件も業者に依頼する等考えて対応していきます。振興会にはご迷惑をおかけしました」との説明があり、電話を終えた。

Case 7 工場が法令違反をしている

平成29年12月21日 山形県 男性

車名：－ 登録年月：－ 走行距離：－

【相談】

以前に自分が勤めていた整備事業場（専業工場）が、事業運営に関し色々な法令違反を行っている。警察署や消防署にも通報している。

<主な違反事例>

- 社長は従業員に対し、社用車（ディーゼル車）の燃料に値段の安い灯油を入れて使用するよう指図している。
- 産業廃棄物（廃油や汚泥）を不法投棄している。

- ・ゴミを敷地内で焼却している。(消防車が来たこともある)

【対応】

当該事業場は当会会員であることから、法令等に違反している行動があれば指導を行うことは可能である。その場合は、事実関係を確認するために相談者からの通報があったことについて、当該整備事業場に話をするようになるが、差し支えないかどうかについて確認をとったところ、了解が得られなかった。そのため、今後、何らかの機会を捉えて「通報があったことを悟られない程度」の指導を行うこととすることで了解を得た。

Case 8 高額な費用を掛け修理したのにエンジン振動がひどくなった

平成29年12月22日 大阪府 男性

車名：輸入車 登録年月：平成13年

走行距離：不明

【相談】

今年の5月、エンジンの振動が大きいので行きつけのK自動車に相談した。「エンジンマウントがへたっているの、交換したらマシになるから」と言われ、大まかな費用を聞いたら高額なので一旦保留にしていた。インターネットで調べたら部品も安い物があったので、「部品を持ち込みで作業だけして貰えないか？」と相談したら、「ネットの部品はちゃんとした部品か分からないので、当社で手配したい」と熱心に言うので、全てを任せて作業をして貰った。作業後に乗った時は以前より少しマシになった気がしたが、「しばらく乗って様子を見て」と担当者が言ったので、もっとレベルアップすると思って乗っていた。その後、エンジンとかミッションからのオイル漏れ修理が続き何度も入庫することになったので少し不信に思い別の修理工場に入庫して振動のことも相談して見て貰ったら、「マウントは純正を使用しないと振動は収まらないのに、社外品が付いている」と言われた。K自動車が熱

心に言ってくれたので純正に交換してくれたかと思っていた。直ぐに苦情を入れたが、「工場が忙しいので来週に入庫日を決めて連絡します」と担当者が言ったので連絡を待っていた。1ヶ月過ぎても連絡が無いので11月に電話したら、前回と同じような理由でずるずると現在までK自動車の方から電話してくれることはなく、担当者不在で折り返しの電話もかかってこない。エンジンの振動も以前よりひどくなってきて、困り果てて振興会に相談した。

【対応】

相談者に承諾を貰ってK自動車に電話をするにしました。振興会としては話し合いの機会を作って貰いたいので、「担当者から電話して貰えるように話してみます」と言って、電話を切った。K自動車の担当者に電話で事実確認した。「お客様は平成28年4月からの付き合いで、故障修理で数回入庫されていまして。今回の振動のことで様子見をして貰ったのですが、何度もお客様とはオイル漏れの話をしていまして、振動のことは何も言ってなかったの直ったのかと思っていました。別の車屋にも修理の相談をしているようで付き合いにくいお客様です。こちらから何か返事をするのを忘れていたとは思っていませんが、直ぐにでも電話してみます。部品が純正かどうかの話ですが、輸入車代理店から購入している半純正部品です。輸入車代理店も自社工場で使用している物です。お客様から修理代を抑えたい相談をされたので、純正より安い物を使用しました」とのこと。当方から、「相談者は、マウント交換の前後で振動レベルはどう変わったと感じていましたか？」と聞くと、別の話にすり替えようとする。何度もするのでしつこく質問すると、「新品に交換したんだから、直ってるに決まっている」と整備士らしくない答えで、相談者と同乗確認もせずに取り替え後のレベルも大して向上していなかったことを思わせる答え方だった。「相談者はまだ直ってないと言って再入庫を希望されているので、早急に連絡してあげてください」とお願いして、電話を切った。

Case 9 警告ランプが消えない

平成29年12月27日 大阪府 事業者

車名：軽自動車 登録年月：平成29年6月

走行距離：不明

【相談】

I モーターズの社長からの相談。今年の6月に入れた新車の軽自動車が、11月の中頃からメーター内のインジケーター3個（安全ブレーキ、車線逸脱、横滑り防止の警告ランプ）が点いたり消えたりしていた。何度も入庫を繰り返している間にほぼ点きっぱなしになったが、ディーラーH営業所でコンピューター診断しても原因不明とのことであった。「年末の長期休みに入るので、お客様の代車を一旦引き上げる」と担当営業セールスから連絡があった。お客様も慣れない車を嫌がっていたのでと思いながら、故障して警告灯がいっぱい点いたままの車を返すのもどうかと悩んでいる。振興会に、他のディーラーでこんな話が無かったかどうかを聞こうと思い電話した。

【対応】

他のディーラーでの話は無かったと返答後、相談者に承諾を貰いディーラーH営業所に事実確認の電話を入れた。サービスはすでに長期休暇に入っており、担当セールスに確認することになった。「故障当初は再現しなくてコンピューター診断も異常なしで、何回か入庫して貰いました。代車が必要な時は代車の順番待ちで長く待ってからの入庫のこともありました。最近では現象が出っぱなしになりようやく車両コンピューターからデータを取り出すことができメーカーに送り解析中で、メーカーからの返答は1月中頃になると言われています。年末の休みに入るので会社のルールとして一旦代車を引き上げさせて貰おうとお客様に今朝連絡したら、『新車で安全も買ったんや。安全装置が作動しないなら、その車に乗るのが怖いから車両交換しろ!』と言われた。どうしたら良いか、考えていました」とのこと。店舗での対応を質問したら、全て担当セールス1人で対応しており、修理の責任者や店長はトラブル内容は知っているが、お客様と直接話した

ことも無いことが分かった。本日は店長が出勤しているとのことなので「報告、相談して力になって貰ってください。もっと早い時期に報告するべきです」と言うと、「業販なので…」と言いかけたので、「お客様には業販、直販は関係ありません。お客様は当該メーカーの車を買ったのです」と言うと、納得されたようで電話を切った。相談者の社長に電話。「ちょうど今、ディーラーのセールスから電話があって、お客様がかなりお怒りだということなので店長に相談して対応してくれると言ってくれた。自分も時間を見てお客様へ訪問してみようと思います。振興会から電話があったと言っていました。お世話になりました」と言われたので、「何かありましたら、お電話してください」と言って電話を切った。

スキャンツール活用事業場認定制度がスタートしました

平成25年4月1日よりスキャンツール活用事業場認定〔コンピュータ・システム診断認定店〕の申請が始まります。認定事業場には下記ツール（のぼり、卓上盾、看板）の掲示が可能となり、お客様に事業場をアピールするツールとして、ご活用いただけます。



のぼり (W600mm×H1,800mm)
2枚一組、竿無し 1,905円 (税抜)



卓上盾 (W180mm×H240mm)
2,857円 (税抜)



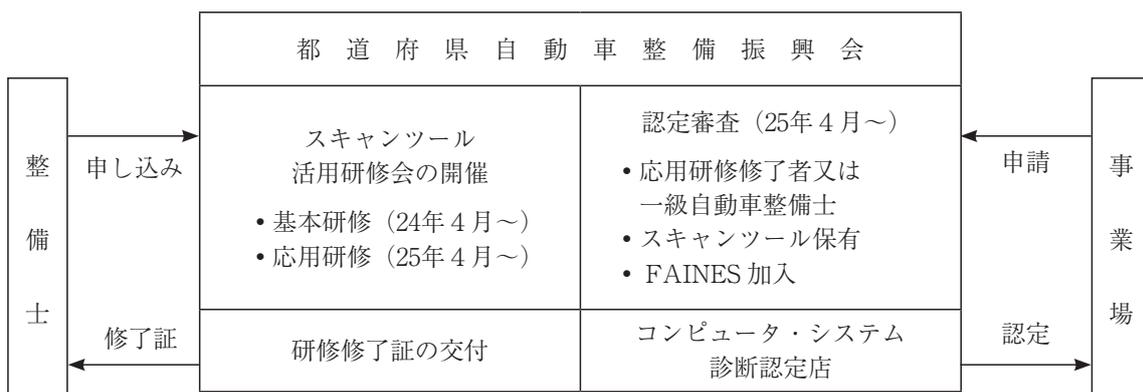
看板 (W600mm×H498mm)
4,333円 (税抜)

- 認定要件**
- ① スキャンツール応用研修修了者
又は、一級小型自動車整備士が1名以上勤務していること。
 - ② スキャンツールを保有していること。
(J-OBD II対応、DTCの読み取り・消去、作業サポート、フリーズフレームデータ、データモニター、アクティブテストの機能を有するもの。)
 - ③ FAINES 通常会員に加入していること。
 - ④ 振興会会員であること。
 - ⑤ 上記ツール（のぼり、卓上盾、看板）のどれか一つ以上の購入

申請に必要なもの

- ・ 申請用紙⇒ホームページ又は、次ページをコピーしてください。
 - ・ スキャンツールの写真
 - ・ 応用研修修了証又は一級小型自動車整備士の合格証の写し（コピー）
- * 認定には数日お時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

スキャンツール活用事業場認定制度フローチャート



スキャンツール活用事業場認定申請書

【コンピューター・システム診断認定店】

平成 年 月 日

住所

電話番号

認証番号

事業場名

⑩ FAINES 会員番号

1. 応用研修修了者又は一級整備士【応用研修修了証又は一級整備士合格証書のコピーが必要となります。】

応用研修修了者又は一級整備士 氏名	応用研修修了証番号又は一級整備士合格証 番号
----------------------	---------------------------

2. 保有スキャンツール【写真が必要となります。】

メーカー名	機種名	シリアル NO
-------	-----	---------

保有する機能に○をつけてください。

J - OBD II 対応		データモニター		フリーズフレームデーター	
DTC 読み取り・消去		作業サポート		アクティブテスト	

3. 認定ツール【1つ以上の購入が必要となります。】

看板 (N43720024) 4,333円 (税抜)	卓上盾 (N43710024) 2,857円 (税抜)	のぼり旗 (N43730024) 1,905円 (税抜)
枚	枚	(2枚一組・竿なし (注)) セット

* ツール代金は後日、商品と引き換えでいただきます。

* 振興会記入欄

振興会認定日 平成 年 月 日	備考
--------------------	----

愛媛県自動車整備振興会

技術相談窓口名簿訂正のお願い

2017年7月にお届け致しました技術相談窓口名簿に変更が生じたため、各項目の訂正をお願いいたします。

(P 4) 平成30年3月28日現在

ディーラー名	愛媛ダイハツ販売 株式会社		担当者名	橋本 禎士
電話番号	089-945-2111	FAX番号	089-946-0261	
扱い車種	ダイハツ全車種			
定休日	火曜日・ 第1水曜日			

技術相談窓口相談ルール厳守のお願い 並びに厳守事項と依頼書の一部変更について

平成27年9月3日に各ディーラー技術相談窓口担当者と振興会技術委員会委員による「技術相談窓口担当者意見交換会」を開催しました。

その際、各ディーラー相談窓口の実態と要望を伺ったところ、次の通り現状は、各担当者から同じような実態と要望がありましたので、再度次ページの『技術相談にあたっての厳守事項』を確認のうえ、相談をお願いします。

今回、『技術相談にあたっての厳守事項』と『整備技術相談依頼書』の一部変更しましたので、併せてお知らせします。なお、アンダーライン部分が変更箇所となります。

各ディーラー技術相談窓口の現状

・ F A X なしで電話での問い合わせが非常に多い。

→回答するための資料などが準備できないため、回答に時間がかかってしまいます。また、車両情報がなければ装備などもわからないため、どこを確認すればいいかの範囲が広がってしまいます。

・ 現車の点検、確認等を行わず、症状だけで答えを聞いてくる。

→担当者が実車を確認しているわけではないので、不具合部位の推定範囲を小さくするために、点検内容や問診内容が重要になります。その情報が少ないほど推定範囲は広がります。車の部品個数は約5万にもなります。その中から少しでも推定範囲を小さくしたいものです。

・ 相談時間外（昼休みや夜の業務時間外など）に問い合わせがある。

・ 問い合わせ者の都合で時間をせかされる。

→担当者の業務は相談窓口の対応だけではありません。自社の仕事を行いながら平行して相談にのっていただいております。同時に行う業務も多数あります。時には出張もあります。相談者の先にお客様が待っているのも知っています。相談者には相談者の、担当者には担当者の都合があります。相談者、担当者、どちらも少しでも円満に話がすすむように、また、ユーザーにご不便をかけないためにも、ルールを守りましょう！

厳守事項

F A X前に担当者に F A X を送る事を電話で伝え、F A X を送る。

F A X が届かない場合は、相談に応じません。

* 相談後は、結果を報告しましょう！ 担当者も人間です。相談ルールを守り、結果の報告があれば、次回も丁寧に相談にのっていただけると嬉しいです！

必ず守ってください！

技術相談にあたっての厳守事項

厳守事項を守らない方は、技術相談に応じられません。

1. 事前に相談窓口担当者に電話し、これから『技術相談依頼書』（別紙）をFAXすることを伝えます。その際に **社名、担当者名** を申し出てください。FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。
2. 事前に **基本点検、ダイアグ診断** 等を備え付けの整備マニュアルや技術資料又はF A I N E S（ファイネス：整備情報システム）で確認して点検を行い、『技術相談依頼書』に必要事項（点検結果等）をもれなく記入し、相談窓口担当者にF A Xしてください。
3. 相談は、上記2. で基本点検、ダイアグ診断等を行った、整備主任者、2級整備士で **技術に関して詳しい方** が行ってください。
4. 相談時間帯は、**午前10時～午後4時** までとし、昼食時（12時～13時）は避けること。
5. 相談内容は、原則として **15分以内** で行うこととします。
6. 担当者が休みの場合があります。予めご了承ください。
7. 取扱車種以外の相談、質問はしないでください。
8. **タイミングベルト** 及び **セキュリティー関係**（イモビライザ、スマートキー等）の相談は **お断りします**。（タイミングベルトは、商工組合でマニュアルをお買い求めいただくか、F A I N E Sにご加入ください。）
9. 諸元・基準値及び整備料金に関する相談は、お断りします。
10. フリーダイヤルでの技術相談はお断りします。
11. 整備マニュアル等自動車メーカーの著作物をコピー、F A Xすることは自動車メーカーの著作権を侵害する恐れがありますので、相談に当たって、これらを要求することは厳に慎んでください。
12. 相談後は、相談窓口担当者に結果報告とお礼のF A Xをしてください。

様

整備技術相談依頼書

問い合わせ日	平成 年 月 日	FAINES加入状況	加入済み・未加入
事業場名		担当者名	
		認証番号	70-
TEL		FAX	

車種名		初度登録年月		エンジン型式	
型式		型式指定		類別区分	
車台番号				走行距離	
コーションプレートフル型式					

相談内容（症状、トラブル相談、希望資料等、できるだけ具体的に記入）

いつ、どんなとき 発生するか	始動時 アイドリング時	冷間時	暖気途中 加速時	暖機後 一定速時	常時 減速時	時々 他	_____警告灯の状態 (時々・常時)点灯・点灯せず
症状：							

確認・点検実施内容

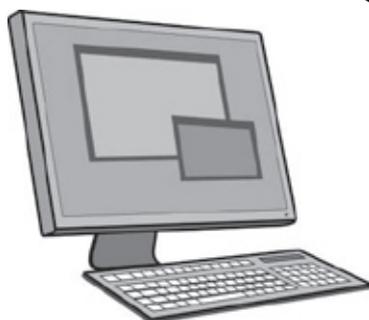
基本点検結果（	）
自己診断結果（	）
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

結果報告書

結果報告日	平成 年 月 日
結果報告内容	
.....	

(注) FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。

インターネットを利用して自動車整備に必要な情報をゲット！！



FAINESでできること

- メーカーのマニュアルが直接閲覧できる。
- 故障整備事例&アドバイス情報を入手できる。
- 各車種の主要諸元値、点検基準値、標準作業点数が確認できる。
- リコール情報が入手できる。
- e t c



入会金（初回のみ） 12,000円
基本料金（月額） 1,500円 （3カ月毎の引き落とし）

FAINES に関するお問合せは、自動車整備振興会技術・教育課まで。

※ 表示金額は全て消費税抜きの金額です



V.
整備技術
関係情報



FAS技術相談NEWS

当該技術相談は(一社)福岡県自動車整備振興会のご協力により情報提供を受けたものです。

「いつの間にかドアロックできなくなっていた」

平成26年式のスズキ・ワゴンR（車両型式DAA-MH44S、エンジン型式R06A-WA04A）で、キーレス・プッシュ・スタート・システムによるリクエスト・スイッチでドア・ロックができないという相談を受けた。



症状を詳しく聞くと、リクエスト・スイッチでアンロックはできるが、ロックしようとするときブザーが鳴りロックできない。車両にある全てのリクエスト・スイッチで同じ状況となり、キーレス・エントリーによるドアのロック、アンロックは正常な作動をする。そのためユーザーは普段からキーレス・エントリーでドア・ロックをしていた。ユーザーからは、いつの間にかリクエスト・スイッチでロックできなくなり今回修理の依頼をしたとのことだった。

工場でも症状の確認ができており、エンジンの始動も問題なくできることから、キーレス・プッシュ・スタート・システムに異常はないと判断した。ロック時ブザーが鳴ることから、キーの車内封じ込め防止機能が働いているのではないかと思い車室内を確認してもらったところ、運転席と助手席のシート間にキーが挟まっていた。この車両のフロント・シートは運転席と助手席を繋いでいるベンチ・シートとなっており、その隙間にメイン・キーが入り込み隠れてしまっていたと思われる。

キーを車室外へ移動させると、正常にドア・ロックできるようになった。ユーザーはメイン・キーがなくなった時にサブ・キーで車両を動かしたが、そのうちメイン・キーがなくなったことを忘れてしまったようである。

今回のトラブルは車室内にキーが残っていたためキーの車内封じ込め防止機能が働き、ドア・ロックできなかったことが原因でした。最近の車両のほとんどがこのキー・フリータイプを採用しており、システムを理解していたことで早期解決ができました。

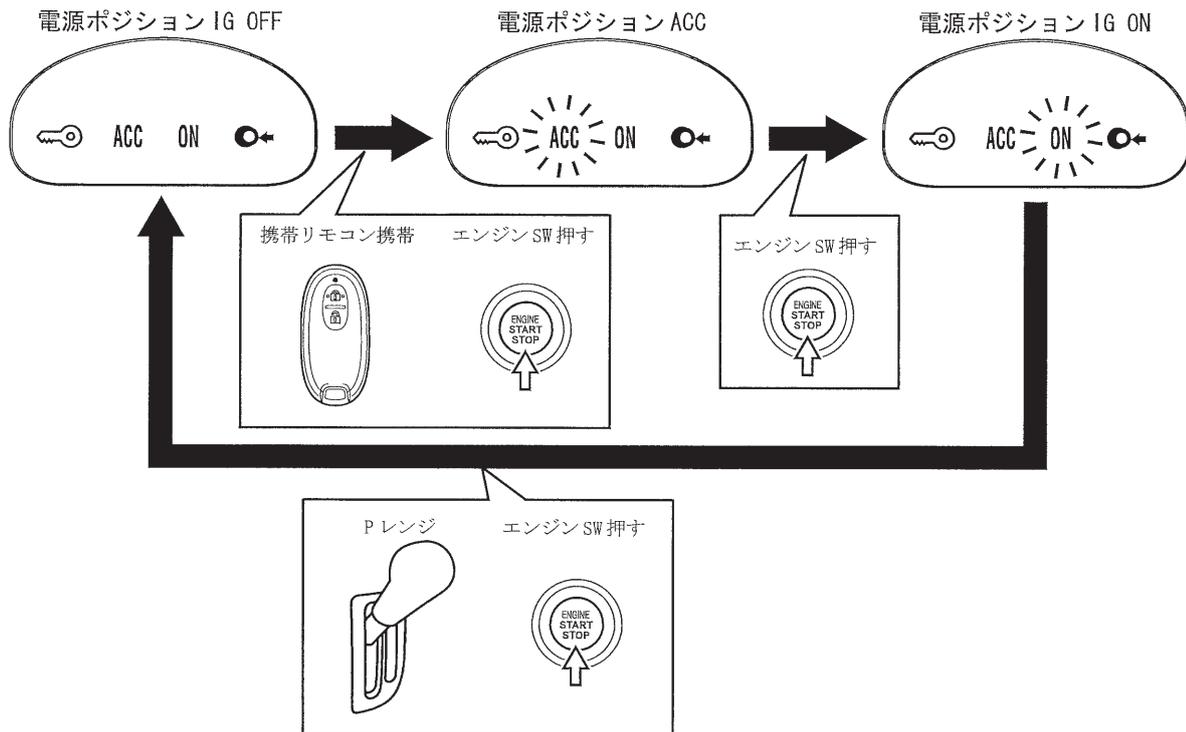
点検や整備を実施する際に、システムを理解しておかないと正常か異常かの判断が難しい装置が増えています。さらなる勉強が必要と感じる一件だった。

キーレススタートシステム

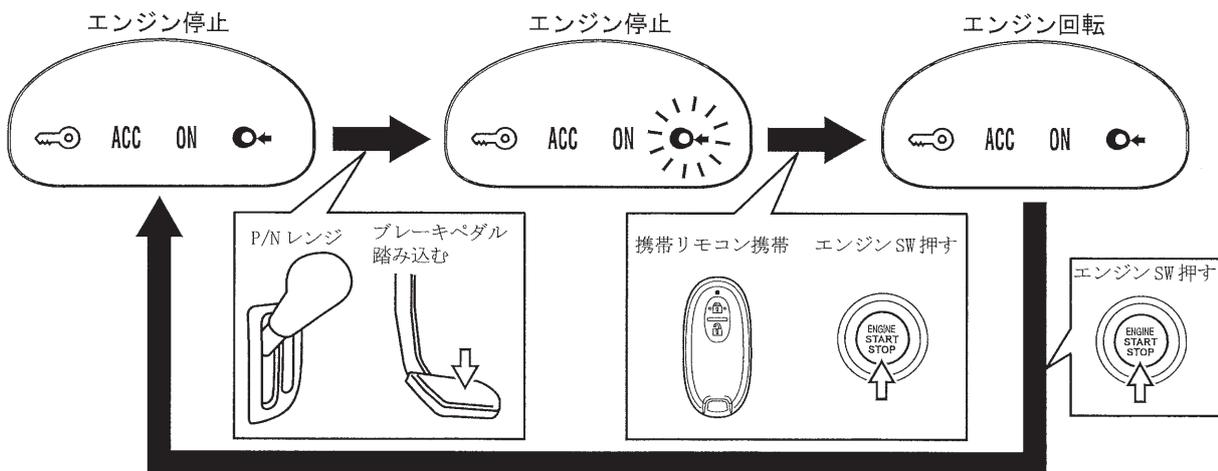
概要

- ・ キーレススタートシステムにキーレスプッシュスタートシステムを採用した。
- ・ キーレスプッシュスタートシステムは、携帯リモコンを携帯し、ブレーキを踏みながらエンジンSWを押すことで電源ポジションの切替え及びエンジンの始動/停止が行えるエンジン始動機能を備えている。また、携帯リモコンを携帯し、各ドアのリクエストSWを押すことでドアの施錠、解錠を行うドアロック施錠解錠機能及びリモコンのロック/アンロックボタンを押すことによりドアの施錠、解錠を行える通常のキーレスエントリー機能を備えている。
- ・ 次に電源ポジションの切替方法及びエンジン始動/停止方法の例を示す。

電源ポジション切替方法



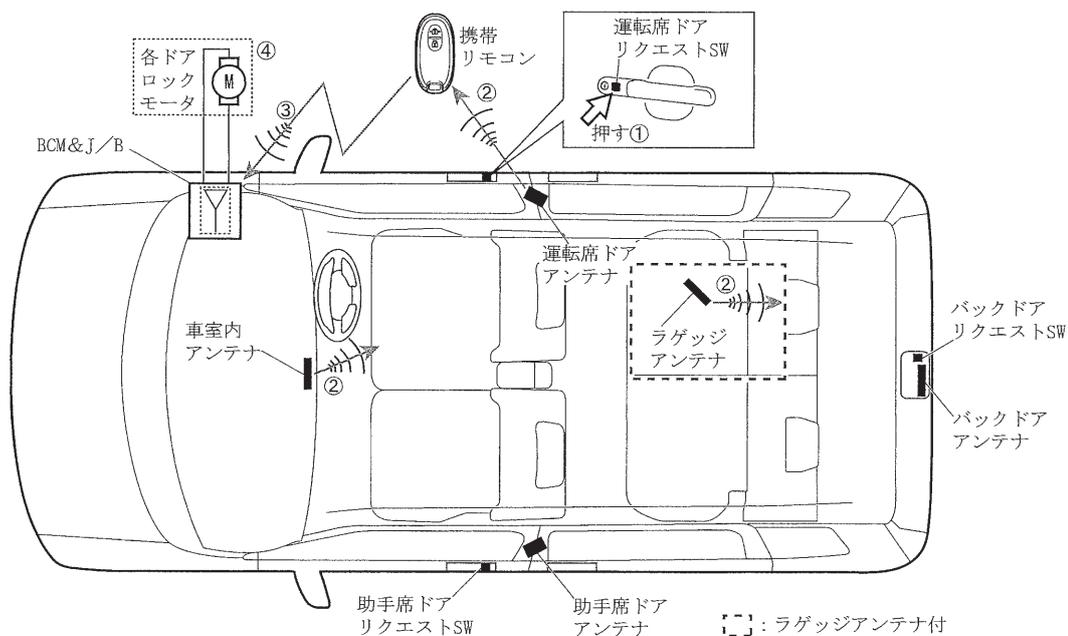
エンジン始動/停止方法



ドアロック施錠機能

ドアロックの施錠は次の流れで行われる。

- ①運転席ドアアウトハンドル、助手席ドアアウトハンドル及びバックドアアウトハンドルに設置されたドアリクエストSWを押す。
- ②BCM & J/Bはアンテナを起動させ、携帯リモコンにリクエスト信号を送信する。
- ③リクエスト信号を受信した携帯リモコンは、BCM & J/B（内蔵アンテナ）に暗証コードを送信する。
- ④BCM & J/Bは、登録済暗証コードとの照合とリモコンが室内検知エリア内にあると判定ができた場合、そのときのドアロック状態に応じて各ドアロックモータを作動させる。



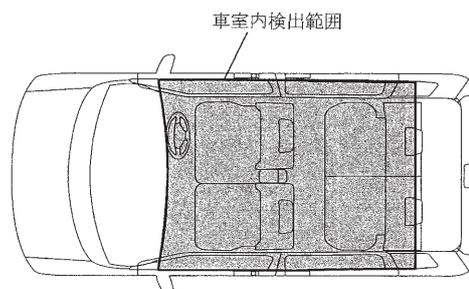
携帯リモコン車内封じ込め防止機能

携帯リモコンが車内にある状態で、運転者がドアを施錠して車両を離れることを防止するための機能で、次のいずれかの状態でBCM & J/Bが携帯リモコンを室内にあることを検出すると、ドアロックモータを作動させアンロックを行う。

- ・ いずれかのドア開→ドアがロック状態ですべてのドア閉になった時
- ・ いずれかのドア開でキーシリンダ（エマージェンシキー）及びドアロックレバーで施錠した時

アドバイス

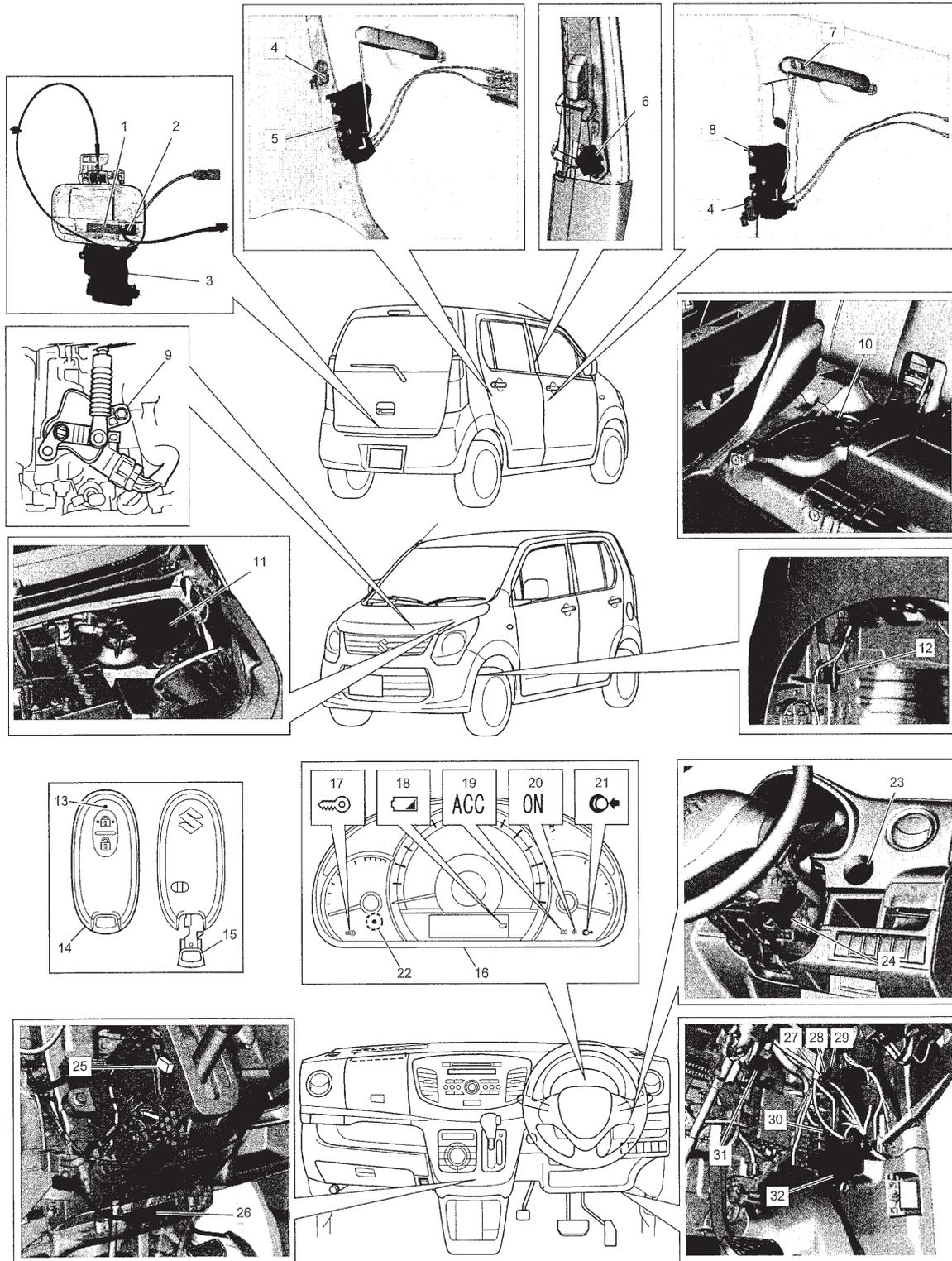
- ・ 携帯リモコンがラゲッジルーム、インストルメントパネル上、助手席アップボックス内、グローブボックス内、運転席、助手席の足元の一部、ドアポケット、アームレストボックス内などにある場合は、車内封じ込め防止機能が働かないことがある。
- ・ キーレスプッシュスタートシステム機能を停止させた場合は、携帯リモコン車内封じ込め防止機能は作動しない。



その他の機能

ドアリクエストSWによるロック/アンロック時は、タイムロック機能、アンサバック及びウエルカム機能が働く。

キーレスプッシュスタートシステム構成図



1. バックドアアンテナ	12. 車外ブザー	23. エンジン SW
2. バックドアリクエスト SW	13. インジケータ	24. オートステアリングロックユニット
3. バックドアロックモータ (ドア SW 内蔵)	14. 携帯リモコン	25. P ポジション検出 SW
4. ドア SW	15. エマージェンシキー	26. 車室内アンテナ
5. リヤドアロックモータ	16. コンビネーションメータ	27. IG1 リレー
6. 運転席 / 助手席ドアアンテナ	17. イモビライザ警告灯	28. ACC リレー
7. 運転席 / 助手席ドアリクエスト SW	18. 携帯リモコン電池消耗警告灯	29. IG2 リレー
8. 運転席 / 助手席ドアロックモータ (運転席: ドアロック SW 内蔵)	19. ACC 表示灯	30. スターターリレー
9. シフト SW	20. ON 表示灯	31. ストップランプ SW
10. ラグジアンテナ (ラグジアンテナ付)	21. プッシュ表示灯	32. BCM & J/B
11. ECM	22. セキュリティアラームインジケータ	

警報、警告機能

車外ブザー及びコンビネーションメータに内蔵されたブザー（車内ブザー）、イモビライザ警告灯、携帯リモコン電池消耗警告灯及びセキュリティアラームインジケータにより運転者に警報・警告を行う機能である。

警報・警告	作動条件	車外ブザー	車内ブザー	警告灯
電源ポジション警報	電源ポジションACC又はIG ONかつ携帯リモコンを車外に持ち出しかつすべてのドア閉でいずれかのドアリクエストSWをONしたとき	1回吹鳴 (2秒)	—	—
半ドア警報	いずれかのドアが開かつ電源ポジションIG OFFで、いずれかのドアリクエストSWをONしたとき	1回吹鳴 (2秒)	—	—
	いずれかのドアが開かつ電源ポジションIG OFFでキーレスエントリーによりドアロックを行ったとき			—
閉じ込め防止警報	電源ポジションIG OFFで携帯リモコンが車内に有り、すべてのドア閉でいずれかのドアリクエストSWをONしたとき	1回吹鳴 (2秒)	—	—
携帯リモコン電池消耗警告※1	電源ポジションIG ON時、携帯リモコンがBCM & J/Bにリモコン電池消耗信号を送信したとき	—	—	携帯リモコン電池消耗警告灯15秒間点灯
携帯リモコン検出範囲外警報※2	電源ポジションIG OFFでエンジンSWを押したとき、車室内に登録された携帯リモコンがないとき	—	※3	イモビライザ警告灯5秒間点灯
オートステアリングロック異常警報	電源ポジションACC又はIG ON→IG OFFに移移後、いずれかのドアを開けてもステアリングロックがロックされない状態で運転席ドアを開けたとき	—	連続吹鳴	—
携帯リモコン持ち出し警報	電源ポジションIG ON又はACCで携帯リモコンを車外に持ち出し、いずれかのドアが開→すべてのドアが閉になったとき	5回吹鳴	5回吹鳴	イモビライザ警告灯点滅
	電源ポジションIG ON又はACCで携帯リモコンを車外に持ち出し、ブレーキペダル踏込状態でエンジンSWを押したとき			
システム異常警報	キーレスプッシュスタートシステム異常検出時	—	1回吹鳴	セキュリティアラームインジケータ点滅又はイモビライザ警告灯点灯

アドバイス

- ・ キーレスプッシュスタートシステム機能を停止させた場合には警報、警告機能は作動しない。（携帯リモコン電池消耗警告及びオートステアリングロック異常警報は除く）
- ・ ※1：モード（作動／非作動）を切り替えることが可能である。（工場出荷時は作動有りに設定されている）
- ・ ※2：携帯リモコンの電池切れなどで作動する場合がある。
- ・ ※3：モード（作動／非作動）を切り替えることが可能である。（工場出荷時は非作動に設定されている）

街頭検査実施結果のお知らせ

愛媛運輸支局、警察、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び振興会支部会員の皆様方のご協力により街頭検査を実施し、整備不良車、違法改造車の排除と「自動車の保守管理責任の啓蒙と点検整備の重要性、必要性等」の指導を行いましたので、下記の通りご報告いたします。

・ ・ お疲れ様でした ・ ・

実施日時 平成30年5月15日（火） 13時30分～15時30分
実施場所 今治市菊間町佐方 国道196号 佐方バス停付近
協力支部 今治支部
出勤人数 国土交通省2名、警察4名、自動車機構1名、軽検査協会1名、振興会会員6名、振興会事務局1名

合計出勤人数 15名

検査車両数 100台
不良車両数 1台 ……………不良車両数の割合1%

整備命令交付車両数 0台

検査証有効期間切れ車両数 0台

定期点検整備未実施件数 34件…………未実施車両数の割合34%
特種車両警告書件数 0件
整備不良車両関係（口頭警告件数） 0件 車両法第54条
整備不良車両関係（命令交付件数） 0件 車両法第54条
不正改造車両関係（口頭警告件数） 1件 車両法第54条の2
不正改造車両関係（命令交付件数） 0件 車両法第54条の2

装置別の保安基準不適合箇所数内容

・ 保安装置 1件

※合計不良箇所件数 1件



平成30年度 検査台数報告

(平成30年4月分)

登録自動車

平成30年 月別	新規		継続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
4月	453	632	12,976	1,936	13,429	2,568	13,429	2,568
対前年同月比	96.4%	105.2%	89.8%	92.7%	90.0%	95.5%	90.0%	95.5%
前年同月	470	601	14,457	2,088	14,927	2,689	14,927	2,689

軽自動車

平成30年 月別	新規		継続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
4月	766	493	11,841	2,689	12,607	3,182	12,607	3,182
対前年同月比	103.1%	105.3%	92.1%	95.7%	92.7%	97.1%	92.7%	97.1%
前年同月	743	468	12,851	2,809	13,594	3,277	13,594	3,277

登録車・軽

平成30年 月別	新規		継続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
4月	1,219	1,125	24,817	4,625	26,036	5,750	26,036	5,750
対前年同月比	100.5%	105.2%	90.9%	94.4%	91.3%	96.4%	91.3%	96.4%
前年同月	1,213	1,069	27,308	4,897	28,521	5,966	28,521	5,966

平成30年4月の

四国の自動車保有台数と販売状況（速報）

四国運輸局

		徳 島	香 川	愛 媛	高 知	計			
検 査 自 動 車	前年同月末車両数	314,596	401,448	489,788	253,315	1,459,147			
	前月末車両数	314,405	401,966	489,731	253,542	1,459,644			
	登 録 自 動 車	新 規 登 録	新 車	前 月	2,427	3,131	3,709	2,165	11,432
				当 月	1,300	1,644	2,129	1,130	6,203
				前月比	53.6	52.5	57.4	52.2	54.3
		中 古	前 月	569	910	843	460	2,782	
			当 月	443	647	729	390	2,209	
			前月比	77.9	71.1	86.5	84.8	79.4	
		計	前 月	2,996	4,041	4,552	2,625	14,214	
			当 月	1,743	2,291	2,858	1,520	8,412	
			前月比	58.2	56.7	62.8	57.9	59.2	
	抹消登録	1,316	1,756	2,395	1,021	6,488			
	管轄変更（入）	622	1,101	1,282	441	3,446			
	管轄変更（出）	836	1,452	1,503	710	4,501			
	小型二輪車増減	79	159	133	84	455			
	当 月 末 車 両 数	314,697	402,309	490,106	253,856	1,460,968			
	対前年同月比	100.0	100.2	100.1	100.2	100.1			
対前月比	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1				
軽 自 動 車	前年同月末車両数	306,875	384,036	529,456	310,022	1,530,389			
	前月末車両数	306,205	384,126	529,448	309,154	1,528,933			
	検 査 対 象 軽 自 動 車	届 出	新 車	前 月	1,711	2,573	3,138	1,883	9,305
				当 月	1,213	1,662	1,909	1,306	6,090
				前月比	70.9	64.6	60.8	69.4	65.4
		中 古	前 月	499	585	756	495	2,335	
			当 月	898	969	1,259	897	4,023	
			前月比	180.0	165.6	166.5	181.2	172.3	
		計	前 月	2,210	3,158	3,894	2,378	11,640	
			当 月	2,111	2,631	3,168	2,203	10,113	
			前月比	95.5	83.3	81.4	92.6	86.9	
	検査証返納	698	812	1,203	596	3,309			
	転入・転出	93	-75	85	-153	-50			
	軽二輪車増減	83	137	173	100	493			
	当 月 末 車 両 数	307,794	386,007	531,671	310,708	1,536,180			
	対前年同月比	100.3	100.5	100.4	100.2	100.4			
	対前月比	100.5	100.5	100.4	100.5	100.5			
総 合 計	前年同月末車両数	621,471	785,484	1,019,244	563,337	2,989,536			
	前月末車両数	620,610	786,092	1,019,179	562,696	2,988,577			
	当 月 末 車 両 数	622,491	788,316	1,021,777	564,564	2,997,148			
	対前年同月比	100.16	100.36	100.25	100.22	100.25			
	対前月比	100.30	100.28	100.25	100.33	100.29			

小型二輪車増減欄は、当月の小型二輪車の増減車両数の差引値

検査対象軽自動車の転入・転出欄は、当月の検査対象軽自動車の転入・転出による増減車両数の差引値

軽二輪車増減欄は、当月の軽二輪車の転入・転出による増減車両数を除いた増減車両数の差引値（速報値）

総合計の対前年同月比及び対前月比は、変化が小さいため小数点以下第2位まで算出している